

平成 28 年度 第 11 回江津市農業委員会総会

日時：平成 29 年 2 月 20 日(火) 午前 9 時 30 分～

場所：島根県石見地域地場産業振興センター 1 階会議室

○ 出席委員（20 名）

1 番深野政勝 2 番崎谷靖徳 3 番佐々木康規
4 番柳原良雄 5 番佐々木要 6 番原田和徳
7 番河村博幸 8 番佐々木敏行 9 番多田正哉
10 番井上清澄 11 番富金原義則 12 番植田勇治
13 番山田博 15 番佐々木英夫 16 番二本木俊二
17 番仲津和法 19 番嘉戸晋太郎 20 番田代和秋
21 番流理森 22 番湯浅憲昭

○出席した事務局職員 事務局長土崎一雄 参事西谷公巳夫
係長浜松宏之

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

局 長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 28 年度、第 11 回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしく願います。

会 長 おはようございます。2 月も下旬になりました。春も近くなり田んぼ等が忙しくなるのではないかと思います。元気にやって頂きたいと思えます。

それでは、ただ今より、平成 28 年度、第 11 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、高畑委員と益田委員から欠席の報告がありましたので、出席委員は 20 名であります。従いまして、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてから願います。

日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 異議なしと認め、私から指名させていただきます。13 番 山田 博 委員、15 番 佐々木 英夫 委員、を指名いたします。よろしく、願います。

農地法 第18条第6項

会 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は2ページをご覧ください。場所は波積町北189と189内1、両方も田です。面積の合計は1,797㎡。賃貸人は●●●●、波積町北188番地の方です。賃借人は●●●●です。解約の届出は平成29年2月13日、同じくその日に解約成立し、引渡時期も同じです。解約の理由ですが、担い手の変更をしたいということでした。以上、届出がありましたので報告いたします。

会 長 ただ今、事務局より説明がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。この件については、報告でありますので、ご了承をお願いいたします。

農地転用事業計画変更申請

《 敬川町 》

会 長 日程第3、承認第1号、「農地転用事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は3ページ、場所の方は位置図の1ページをご覧ください。場所は●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は207㎡で、所有権の移転でございます。申請人は●●●●。内容が転用目的の変更という事で、変更前は宅地の拡張ということでしたが、変更後は個人住宅に変えたいということです。変更理由としましては、駐車場、庭園として転用許可を得て、土地を取得して整備中の所、長男の家族との同居が浮上したことから、個人住宅用地に転用目的を変更したいためという事でございます。申請人は●●●●、内容の変更がございました。資金面、一般基準等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 ただ今、事務局より説明がありました。何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 地元委員から何か説明等がありますか。

11 番委員 変更理由も書いてございますので特にありませんが、場所は分かって頂いていると思いますが、右の方に敬川公民館がありまして左へ行きますと敬川八幡宮があります。三角に結んだ所が旧国道で県道下府江津線となっております。少し北の方へ行きますと新しい9号線に当たります。公民館の前を通りまして、宮の方へ進む途中でございます。内容については先程説明があった通りでございますので、よろしいかと思っております。以上です。

会 長 ほかに質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地転用事業計画変更申請については、承認されました。

農地法 第5条

《 後地町 》

会 長 日程第4、議案第1号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員は高畑委員であります。本日は欠席されておりますので、多田委員から調査結果の報告をお願いいたします。先に事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページ、場所の方は位置図の2ページをご覧ください。番号1です。農地の場所は、後地町●●●●。登記簿現況ともに畑で、面積は791㎡。所有権の移転でございます。●●●●、●●●●です。譲受人は●●●●、転用目的は太陽光発電を設置したいという事です。申請人は●●●●、対価は無償贈与です。担当委員は多田委員で、工期は許可のあった日から平成29年5月末日までという事です。立地基準、一般基準に精査しましたが、特に問題はありませんでした。以上です。

会 長 それでは、多田委員、調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 はい、では高畑委員に代わりまして私が調査結果をさせていただきます。まず、場所ですが、右の方に9号線が走っています。上が浅利方面で、下が黒松方面になります。図面の上の方にサンピコがあります。9号線から左に道路が伸び

ておりまして、その道路沿いに波来浜川がありまして、その川に沿って申請地がございます。これは、昭和47年だったと思いますが、層地造成に伴い埋め立てておりまして元は田でしたが、このたびの地籍調査によって現況に基づいて畑というふうになっております。しかし、長いこと耕作はされておられません。ここを、太陽光発電にするという事で、●●●●の息子さんです。息子さんはこのたび生前贈与を受けて、ここへ太陽光発電をするという事です。周囲の影響は特に無いかと思えます。以上です。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

2番委員 　事務局に確認ですが、●●●●は公務員となっておりますが、事業が展開出来るのでしょうか。

事務局 　今現在は公務員として働いておりますが、この3月で退職予定です。

2番委員 　わかりました。

会 長 　ほかに、ご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 二宮町神主 》

会 長 　議案第1号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 　議案書は4ページ、番号2です。場所は位置図の3ページをご覧ください。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は177㎡で、所有権の移転でございます。譲渡人は●●●●です。譲受人は●●●●。転用目的は、車庫及び倉庫にしたいという事です。転用理由ですが、譲受人は申請地に車庫及び倉庫を建築し、利用するべく申請地を転用、取得するものです。申請人は●●●●で、対価は10aあたり29,943千円です。担当委員は深野委員で、

工期は許可のあった日から平成 29 年 11 月末日までです。立地基準、一般基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。

会 長 それでは、調査結果の報告を私の方からいたします。この場所は、真ん中辺りに大きな道路が走っていますが、県道皆井田江津線で上の方へ進みますと、跡市方面へ向います。斜線のしてある申請地の上の方に、三本松公園がありますが、この三本松公園に隣接した土地です。この一画ですが、道路挟んで反対側に河野清春さんの自宅がありまして、ここの一画を●●●●が畑として持つておられた訳ですが、ここ数年の間に全部宅地化その他の用途の為に、切り売りされて残っていた部分が、この斜線部分だけです。倉庫及び車庫にされるといふ方に、お売りになるということでありまして、周りが皆宅地化されてきておりますので、特に影響を与えることは無いかと思っております。よろしくご審議の程お願いいたします。

ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手多数]

会 長 挙手多数と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

《 二宮町神主 》

会 長 議案第 1 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は同じく 4 ページ、番号 3 です。場所は先程と同じ 3 ページになりますので、そちらをご覧ください。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は 154 m²で所有権の移転でございます。譲渡人は先程と同じ河野清春さんです。譲受人は●●●●、二宮町神主 2267 番地 7。転用目的としましては、駐車場及び庭園にしたいという事です。申請人は●●●●、対価は 10a あたり●●●●です。担当委員は深野委員で、工期は許可のあった日か

ら平成 29 年 11 月末日までです。立地基準、一般基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。以上です。

会 長 それでは、調査結果の報告をいたします。先程、説明いたしました案件と、場所が続いている所ございまして、屋根型に尖っている土地では無く右側に斜線が引かれている土地になります。その他については申請通りで、譲受人は申請地を駐車場及び庭園として利用するという事です。先程も説明いたしましたが、周りが全部宅地化されておりますので、この申請についても問題は無いかと思えます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

12 番委員 直接ではございませんが、若干区画とか角地の問題もありますが、単価が隣合わせなのに違いがあることについて、何か事務局は聞いておられますか。特に審議上は問題無いと思えますが。全く隣同士で面積的にも違いはないですが、買われる方は大丈夫なのでしょうか。

事務局 事務局の方は、値段の事について聞いておりませんが、土地の取得価格から計算して出した価格です。確かに違うなと事務局でも思っておりますけれど、はっきりした理由はわかりません。

12 番委員 わかりました。

会 長 ほかに、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 議案第 1 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 4 を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の仲津委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 5 ページ、場所は位置図の 4 ページをご覧ください。農地の場所は

●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は 456 m²で、所有権の移転でございます。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●、転用目的は宅地の分譲という事です。理由としましては、申請地を取得して宅地分譲地として販売したいという事です。申請人は木原行政書士さんで、対価は 10a あたり●●●●です。担当委員は仲津委員で、工期は許可のあった日から平成 29 年 12 月 31 日までという事です。立地基準、一般基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。以上です。

会 長 それでは、調査結果の報告を仲津委員お願いいたします。

17 番委員 現地確認と現況の報告をいたします。地図をご覧頂きまして、左斜め上に 9 号線が走っており、上に向かうと江津方面で下が浜田方面です。都野津西交差点から県道皆井田江津線より跡市方面へ 100m ほど行き、交差点を江津方面へ曲がって、そこから 110m くらい進んだ山側が現地となっております。江津側は●●●●があり、反対には●●●●が現在建っております。この間を今回宅地分譲地として販売したいという事です。幅が約 10m で奥行きが 45 m 位です。前後は道路があり車が進入出来る場所です。現状につきましては、草を毎年刈られておりまして、畑としては使っておられないように感じられました。周りにも家が建っておりますし、特に問題は無いかと思えます。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 4 については、可決されました。

非農地証明願

《 二宮町神主 》

会 長 日程第 5、議案第 2 号、「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をし、隣接委員の植田

委員及び仲津委員からも調査結果の報告をお願いします。先に事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は最後の 6 ページ、場所は位置図の 5 ページをご覧ください。写真も送っておりますので、写真も参考にご覧頂ければと思います。農地の場所は●●●で合計 3 筆でございます。登記簿は畑となっておりますが、現況は山林です。面積の合計が 405 m²です。非農地証明をして頂きたいという事です。所有者は●●●●、非農地の事由ですが、昭和年月日不詳より耕作放棄地となっているという事でございます。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は深野委員、隣接委員は植田委員と仲津委員です。以上です。

会 長 それでは、私から説明をいたします。位置図ですが、県道皆井田江津線を交差点の方から上がって行きますと、道路が大きく右に分かれておりまして、それはグリーンラインとなっております。この交差点を約 100m 進んだ所を右に折れて 200m 進んだ所を左に曲がりますと、太平寺という寺がありまして、その寺から見ると真向かいにある土地が現地であります。イ 483 とイ 446 というのは、道路に面しておりまして、上が少し小高い丘になっており、この三つの土地の中に墓地があります。墓地の部分は平らなのですが、イ 446 及び 1875 番 2、イ 483 は上が平らな部分に当たる部分で、竹が生えたり木が生えたりという状況で、何年も耕作されていないですし、利用も出来ないような感じを受けましたので、非農地証明でもやむをないのではないかと理解をいたしました。それでは、次に植田委員よろしく願いいたします。

12 番委員 17 日に一緒に現地を見させて頂きました。先程、深野委員より説明がありましたように、あきらかにずっと放棄されていた状態です。航空写真で見ると全部緑で覆われているように見えますが、現地で見ると芽竹が生えており、墓場を中心に刈っておられました。あれだけ竹が繁茂していると、ここが耕地としては考えにくい事だと思ひまして、非農地として認めていくしかないかと思ひます。以上です。

会 長 それでは、続いて仲津委員お願いいたします。

17 番委員 私も 17 日の金曜日に同行させて頂きました。航空写真から見ますと一番下の方に太平寺の屋根が写っております。その左手前の駐車場に車を止めて落ち合ひまして、駐車場の真向かいの山の法面になるかと思ひます。左側の上

る道路を徒歩で行きますと、その左側に共同墓苑があります。そこから右側に歩いて航空写真の黄色い線が入っておりますが、そこを上がりましてすぐの所に墓が4基ありまして、無縁墓地のようなものもありました。これは、申請された●●●●の先祖かと思いますが。この法面に平らな所が昔畑ですかね、その畑が大きい立木は残っておりますが、根だけ残して伐採されていまして、畑として耕作されるのは不可能かと現地確認いたしました。以上です。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、非農地証明の1については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 　日程第6、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　今日、お配りしました農用地利用集積計画の承認について、意見第1号をご覧ください。ページをめくって頂きまして1ページの所です。今回は桜江町の大貫と谷住郷、江津市は上津井があがっております。大貫が1,092㎡。谷住郷は4,813㎡です。上津井が2,719㎡で、新規が合計8,624㎡が集積計画であがっております。次のページをご覧ください。番号1が上津井の立脇さんと堀さんの間で1年の田の契約であがっております。次に2番、3番、4番まで桜江町大貫でございますが、桑茶生産組合と土地の所有者の間で、桑園という事で10年の賃貸借という事でございます。次に5番、6番はスプラウト島根と土地の所有者との間で交わされた契約で、苔栽培で賃貸借という事であがっております。以上でございます。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

番委員 利用目的が桑園となっておりますが、田が一箇所であとは桑が植えてあると
いうことですか。

事務局長 桑が植えてある所もありますが、新しい苗でどんどん植えていくということ
です。

会 長 ほかに、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認
される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号については、承認されましたので、
江津市に「異議なし」と回答いたします。

条例及び要綱の制定について

会 長 日程第 7、報告第 2 号、「江津市農業委員会の委員等の定数を定める条例に
ついて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、説明をさせていただきます。

[浜松次長 説明]

会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、この件について、何かご質問等は
ありませんか。

[質 疑]

会 長 ほかに、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。この件については、報告でありますので、ご
了承をお願いいたします。

会 長 日程第 8、報告第 3 号、「江津市農業委員会の委員選任に関する要綱につい
て」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

[浜松次長 説明]

会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問等はありませんか。

[質 疑]

会 長 第 3 条の (2)、市が設置する他の付属機関等の委員でない者とは、具体的
にはどういう者が当たるのですか。

事務局 教育委員等が該当します。

参事 行政機関と考えられれば、今言われたように教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価委員が行政機関として市の方から選任されておりますので、こういう委員の方が駄目ですよという事です。

20番委員 先程も説明がありましたが、条例の細則というのは必要ではないのですか。先に言われた細かい事項がありますが、その条例があってその条例の附則部分を補う為の細則があれば、誰が見ても条文を見れば理解が出来るが、これを見ると照会をかけないと分からないような状態だと思います。公募されるのであれば尚更、誰が見ても分かるような状態にしないとイケないのではないかと思います。

事務局長 これは要綱ですので、募集する時にホームページに注意事項等を検討させて頂きたいと思います。

11番委員 江津市の条例98号で給料の事が出ておりますが、農業委員募集要綱の説明をして頂きましたが、給料の問題の中で募集する際に、この人だと思の人に説明してもいいのですか。そうすると、内容が分からない所があるのですが、例えば上から農地利用最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算の範囲内において市長の定める額を加算した額と書いてありますが、これは月額19,000円にプラスこれという事になるのですか。

事務局長 そうです。

11番委員 そうすると、この内容はどういう事になるのですか。会長は一人ですから良いですが、農業委員は個人差が出てくるのではないのですか。

事務局長 そうですね、ここに書いてあります様に、最適化に係る活動という事とそれに伴う成果の二つに分かれます。活動については、色々な事をされておられると思いますが、農家に行かれて話をされたり、農地集積等の活動になるかと思えます。その成果として農地集積が出来たという事が、次の実績となりますので、それぞれに対して上乘せをされるのですが、国の交付金等が出てきますので、ここに書いてある通り予算の中で決めさせて頂くという事になります。

11番委員 募集でお願いに行ったりした時に、報酬はどのくらいかという話になってくる訳です。

事務局長 基本的には、ここに記載してある月額の金額が基本給であって、それプラス

成果があれば、いくらか付きます程度にしておいて頂ければと思います。

11 番委員 相手方に説明するのに、どう言えばいいか。江津市の方がマイナスにならないように、予算等の問題もありますから説明した方が良くかと思ひまして。

事務局長 基本的には、ここに書いてある額は必ず最低限お支払いすると。

会 長 ほかに、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。この件については、報告でありますので、ご了承をお願いいたします。

会 長 日程第9、報告第4号、「江津市農業委員候補者評価委員会設置運営要綱について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 この要綱ですが、先程の選任の説明をしましたけれど、その中で出てきた評価委員会の設置というものがあります。その評価委員の設置について、必要な事項を定めたものでございます。目的は、市長に報告するための評価委員会という事でございます。委員候補者の評価を行い、市長に報告するという事が主な仕事としております。3条の評価委員会の構成ですが、これは副市長、農業委員会事務局長、その他市長が認める人となっております。任期は3年です。召集会議は半数以上、それから秘密保持と謳っております。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

19 番委員 評価委員会の設置という事ですが、別紙で市議会との意見交換会報告が出ていますが、それによると議員さんはほとんど農業を知らないと書いてあります。ある程度は認識を深めてもらわないといけませんし、議員会から一人でも評価委員会に本当に農業を分かってもらう為には、出ておられた方が良いのではないだろうか。

会 長 その他市長が認める人となっておりますので。

2 番委員 今の関連ですが、評価委員は概ね何名で構成される予定ですか。

事務局長 はっきりとは決まっておりますが、ここにありますように副市長、事務局長、市長が認める者という人が数名考えております。

2 番委員 その数名が、まだ確定していないという事ですね。

事務局長 そうです。

12 番委員 市長が認める人というのは、国が示しているラインの基準が何名で、江津市が何名くらいを想定しているのか聞きたい。国も何らかの話はしているのではないかと思うが、もし情報があれば。

会 長 評価委員についての通達は何かありますか。

事務局長 評価委員の人数についてはございません。国から示しているものもありません。他市を見ますと、事務局長、農業部局の課長等が入ってくるのですが、たまたま今一緒なもので。推進委員は農業委員会に入ってもらいますが、庁内の話になりますので。本来ですと、担当部長とか色々ありますが、江津市の方は4月からどうなるかまだ分かりませんし、そういった意味も含めて市長が定める人となっております。何人か入れられるようにしています。

12 番委員 要するに職員ですか。

事務局長 職員です。ですから、基本的には農業委員の人数が11名の所が15名来たというような場合に、どのように選別するかという事が主な所です。

11 番委員 要綱というのは、議会を通っているのですか。

事務局長 通りません。

11 番委員 そうしたら、議員さんは知らないのですね。

事務局長 知らないと言いますか、議員会に対しては出しませんが、当然公には出しますので、何らかの形で見ておられるかと思えます。

11 番委員 この中に議員が入るという事は無いという事ですね。

事務局長 はい、それはありません。

11 番委員 では、会長が言われたように農業委員会の委員の中から一人、入れたらというの無いという事ですか。

事務局長 はい。それと議員さんについては、市の委員会の中には入られませんので。以前は会の中には入っていましたが、何年か前に議員さんは、そのような会には出ないという事になりましたので。

12 番委員 分かりました。この要綱の説明の時に、庁内会議用の要綱だと言ってもらえれば分かりました。

会 長 全体の人数は不明で、これからという事ですね。

事務局長 そうですね。

会 長 ほかに、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。この件については、報告でありますので、ご了承をお願いいたします。

会 長 次に、日程第10、議案第3号、「江津市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第3号になります。農地利用最適化推進委員の選任に必要な地区を定めるという事でございます。2条の所で、推薦及び募集の方法とあります。市内地区あるいは市内全域からの推薦、団体等からの推薦、一般募集とありまして、2項の所に前項の推薦及び募集の方法により選任する推進委員が担当する区域及び各区域における定数は、別表のとおりとする。という事で、4ページの別表を見て頂きたいと思います。担当区域それから人数を示しております。次に3条の推薦及び募集の資格でございますが、これは市に住所を有する者、市が設置する他の付属機関等の委員でない者、市の職員でない者となります。推薦及び募集の周知については、先程の農業委員の要綱と同じです。推薦手続きにつきましても、用紙も同じ様な形ですが推進委員となっております。手続きにつきましても、農業委員と同じ様に募集・公表を行うとして、先程の3月の1か月としております。同じくホームページ掲示場にも掲載をしております。次の候補者の選考につきましても、農地利用最適化委員候補者選考委員会運営要綱を作りまして、そこで選考するという事が第8条に書いてあります。次に推進委員の補充につきましても、農業委員と同じ様な形でしております。様式につきましても、先程と同じ様になりますけれど4ページが地域割、5、6、7、8、9ページとあります。それから、今日申込用紙を新たにクリップ留めした物を、皆さんにお渡しいたしますので、そちらを見て頂ければと思います。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問等はありませんか。

9番委員 すみません。遡りますが、農業委員を11名で会長、副会長を決めるという事で、推進委員については会長とか副会長はないのですか。

事務局 ありません。

9番委員 では、会で何かを決めるとかは無いのですか。

事務局 毎月、農業委員会の総会がありますので、その時に地域の推進委員が出席されて意見を述べるという形になっております。

9 番委員 推進委員は議決権はないのですね。

事務局 はい、ありません。

9 番委員 そういう会議しか想定していないという事ですね。推進委員が独自に会を開いて決めるという事はないのですか。

事務局 そういうことは書いてありません。地元の集積が主な仕事となりますので。

9 番委員 要するに農林課長が指揮権を持っているという事ですね。

事務局 いえ、農業委員会が推進委員を選考します。

事務局長 推進委員は農業委員会が選任しますので。農業委員は市長、推進委員は農業委員会がするという事です。

9 番委員 募集は市長に提出するのですか。

事務局 農業委員会会長宛てです。

9 番委員 わかりました。

会 長 ほかに、ご質問等はありませんか。

11 番委員 募集要綱の中では、市内全域からの推薦という事になっております。これは良いとしまして、定員の所で各地区で定員割りをしてありますけれど、これは一人ずつになっていますが、ある地域では 5 人あったというような時には、どのような考えをされるのでしょうか。

事務局 これをする為に、選考委員会の運営要綱が議案第 4 号にありますので、その中で、農林水産課長、農業委員会会長、副会長、事務局長で地区のバランスを皆で協議して決めていく事になるかと思えます。

11 番委員 推薦する者は、その地区を考えないですかね。ある地区では 5 人いたが、ある地区では 0 人だったと、そういった場合はどうされるかという事です。

事務局長 3 月の間に公募をかけたりするのですが、その中で中間発表をしますので、それを見て頂いて。基本的には団体に誰かを推薦してくれとは言えませんので、そういうことを発信しながら、何とかこの地区からお願いしやすぐらいの話しか出来ないのではないかと思います。

11 番委員 農業委員会の委員の人が選考となっておりますので、これは大変な任務だと思います。そうした時に 5 人もおられて、貴方は辞めなさいとはいかないと

思います。皆さんどのようにお考えが分かりませんが、非常に難しい面が出てきますけれど、どのように考えたらいいのでしょうか。

事務局長 そのくらい色々な地区から、たくさん出て頂ければ良いのですが。反対に、そこまで出て頂けるかどうか心配しております。

11 番委員 そうですか、わかりました。候補者が少ないという事で解釈します。

会 長 ほかに、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。「江津市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱について」原案のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、江津市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱については、原案のとおり制定することに決しました。

会 長 日程第11、議案第4号、「江津市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営要綱について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 先程説明いたしました、要綱の中の選考委員会運営等について必要な事項を定めるというものでございます。同じ様に選考していくという事になります。3条の選考委員についてですが、選考委員の委員は次の職にある者とし、農業委員会が任命するという事で、(1)農林水産課課長、(2)農業委員会会長、(3)農業委員会副会長、(4)農業委員会事務局長という事で選考委員が4名おります。4条で任期をうたっております、次に委員長・副委員長のこと。次に会長が招集をすること。そして、選考の決定と秘密の保持となります。以上が推進委員候補者選考委員会運営要綱でございます。

会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問等はありませんか。

11 番委員 7条の議長という所ですが、会議の議長は委員長が努めるというのは、何の委員長ですか。農業委員会会長なら分かりますが。

事務局 選考委員会に委員長を置き、それを農業委員会会長が努めるという事です。

事務局長 5条に選考委員会に委員長を置き、農業委員会会長がこれを努めると書いてあります。

2 番委員 1ページの農林水産課課長と農業委員会事務局長がだぶっているが。

事務局長 今現在はそうですが。

2番委員 先は分からないという事ですかね。

事務局長 これは、(5)でその他会長が必要と認める者というのを入れさせて下さい。

2番委員 農林水産課課長と農業委員会事務局長がだぶっている場合は、誰か別の人を
出すのですか。

事務局長 そうです。

会 長 それでは、第3条の選考委員会の委員は次の職にある者とし、農業委員会が
任命すると言う項目の中で、今言われましたように(5)として、その他会長
が必要と認める者という事を加えることになりましたので、よろしく願いい
たします。ほかに、何か質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。「江津市農地利用最適
化推進委員候補者選考委員会運営要綱について」原案のとおり、決することに
賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、江津市農地利用最適化推進委員候補者選考委
員会運営要綱については、原案のとおり制定することに決しました。

会 長 その他については、総会終了後、行いたいと思いまので、よろしく願いい
たします。以上で、日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第
11回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、3月
21日、火曜日、午前9時30分から予定しておりますので、よろしく願いい
たします。

[閉会 午前11時15分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員